

民法改正のポイント(第3回)

～定型約款～

梅田総合法律事務所 弁護士 高橋 幸平
弁護士 中村 昭喜

▶ POINT

- ① 民法改正により、約款に関するルールが新設されました。
- ② 改正民法が適用される「定型約款」とは何かを理解しておく必要があります。
- ③ 「定型約款」については、不当条項の排除、事後的変更等のルールが重要です。

1 はじめに

先般成立した民法の一部を改正する法律による改正後の民法(以下「改正民法」といいます。)に関し、本号では、「保証」、「時効」に続き、「定型約款」を取り上げます。

今日、携帯電話契約、通信販売契約、クレジットカード契約などの様々な契約において、広く約款が用いられていることはご承知のとおりです。約款は、大量の取引を効率的に行うにあたって非常に便利な手段ですが、他方で、当事者が約款の内容を必ずしも十分に把握しないまま同意する場合もあるという実情もあります。

改正民法は、これら約款に関する一般的ルールを新たに設けました。

2 「定型約款」とは何か

(1) 定義

改正民法において規定の対象とされるのは、約款と呼ばれるすべてのものではなく、「定型約款」です。「定型約款」は、「①ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、②その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの」にお

いて、「③契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」と定義されています(改正民法548条の2第1項)。

すなわち、定型約款についての改正民法のルールは、相手方の個性に着目しない不特定多数の者との取引であり(上記①)、かつ、内容の面からもそれが画一的であることが互いに合理的といえる契約(上記②)が対象です。反対に、これらに該当しなければ改正民法のルールの対象外です。

預金契約、保険契約、携帯電話利用に関する契約、通信販売・eコマースに関する契約、スポーツクラブ等の利用に関する契約、アプリ・ソフトウェア等の利用に関する契約、ポイントカード等の利用に関する契約の際に用いられる約款等が典型例と言えます。

(2) 注意すべき契約類型

企業間の取引であっても、銀行との預金規定やソフトウェア利用規約、保険契約などは、個性に着目せず画一的であることが通常であり、かつ画一的であることが双方にとって合理的なので、「定型約款」に該当します。

しかし、一般の企業間の取引において利用される定型的な契約書のひな型等を用いた契約(「約款」と題されているものを含まず)には、取引相手の個性(信用力、取引量など)に着目したものが少なくありません(上記①非該当)。

また、結果として契約内容が画一的であったとしても、その理由が、企業間のパワーバランスによる交渉力の格差に起因するに過ぎず、その格差がなければ、本来、交渉により契約内容の変更の余地がありうるのが通常であれば、契約内容が画一であることが双方にとって合理的な契約であるとは言えません(上記②非該当)。

よって、そのような契約は、基本的には、「定型約款」には当たらないと考えられます。

また、労働契約や賃貸借契約について、定型的な書式が用いられることもありますが、いずれも相手方の個性(前者にあっては能力、就労条件等、後者にあっては信用力、資力等)に応じて、個別条件(前者にあっては雇用形態、賃金等、後者にあっては賃料、敷金、賃貸期間等)が決められるのが通常であり(上記①、②非該当)、いずれの場合も、定型的な書式が用いられていても、「定型約款」には当たらないと考えられます。

3 「定型約款」に関して規定されたルール

(1) 不当条項の排除

「定型約款」に該当すれば、一方がそれに従うとの合意(表示)さえすれば、定型約款に規定されている個別の条項について逐一合意しなくても、条項全体について合意したものとみなされます(改正民法548条の2第1項)。

しかし、その場合でも、個別の条項がどのような内容であってもよい訳ではありません。個別の条項のうち、取引の実情や社会通念等に照らして信義則に反する程度に一方的に相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項は合意しなかったものとみなされます（改正民法548条の2第2項）。

例えば、約款規定の中に、サービスの対価と見合わない著しく高額の年会費、違約金、更新料の定め、不当に長い解約制限期間の定め（一定期間内の解約に高額の違約金を伴う等）、通常想定し難い諸費用の発生が定められていたような場合です。

そのような不当な条項があった場合には、定型約款全体が無効になるのではなく、当該条項に限って合意の対象外とされます。

不当性の判断にあたっては、約款全体のバランスの中で検討されます。例えば、当該条項だけであれば、一見、一方に不利益が大きいと思われる場合でも、他にその不利益を補うような定めがある場合には、全体として信義則に反しない場合があります。

(2) 定型約款の内容の事後的な変更

定型約款の内容を事後的に変更する場合に、不特定多数の取引相手の全員に同意を得なければならないとするのは非現実的です。

そこで、改正民法は、定型約款の変更内容が、A)相手方の一般的利益に適合すること、又は、B)変更が契約の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性等に照らして合理的であること、との要件を定めるとともに、変更の手段として、インターネットの利用その他の適切な方法を用いて、①定型約款を変更すること、②変更後の定型約款の効力発生時期、③変更後の定型約款の内容、の3点を周知すれば、事後的な変更を可能とするルールを定めました（改正民法548条の4）。

例えば、スポーツクラブの会員規約における利用料金その他諸経費等の値上げ、施設利用可能日時や利用可能設備等の減少等、ポイントカード規約等における交換ポイントの交換比率の低下、ポイントの失効や失効期限の短縮等のように、利用者にとって不利益なものは、変更の必要性と相当性等が認められない限り、一方的な変更ができません。

その判断においては、前述の不当条項の排除と同様、約款全体のバランスの中で検討が必要になります。

また、変更の必要性と相当性等が認められる場合でも、前記3点の周知が必要です。

(3) 改正民法の適用について

改正民法は2020年6月までに施行されますが、これらの定型約款の新たなルールについては、原則として、改正民法施行日前に行われた定型取引に係る契約であっても適用されます（附則33条1項）。すでになされた定型約款を用いた契約であっても、例えば、定型約款の

内容の事後的な変更(改正民法548条の4)については、上記のルールに沿った対応が必要です。

4 最後に

このような定型約款に関する一般的ルールは、今回の改正において初めて導入されたものであり、まだまだ議論が成熟しているとは言えない状況ですが、今後、その内容について、定型約款を作成する企業側、利用者側の双方がしっかりと押さえておく必要があると思われます。

定型約款は、特定の条項のみを検討するだけでは足りず、約款全体のバランスの中で改正民法のルールに適合しているかの検討が必要になるなど、法的な判断が必要になります。定型約款の作成、変更を予定されている場合には、当事務所にご相談ください。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

COLUMN

「梅田総合ニュースレター」の第1号(2013年6月)から今回号まで、発行の責任者をつとめてまいりました。

ニュースレターの発行にあたっては、①依頼者の皆様に役立つ情報をご提供すること、②わかりやすく読みやすいこと、③正確な内容であることを目指してきましたが、どの程度実現できたでしょうか。関心をもってお読みいただけたニュースレターがあったなら、大変ありがたく存じます。

当事務所は今後もニュースレターでの情報発信を積極的に行ってまいります。次回号からは、発行の責任者を今田晋一弁護士にバトンタッチします。さらに充実した内容になると思いますので、今後とも、「梅田総合ニュースレター」をよろしく願います！

(弁護士 沢田篤志)

梅田総合法律事務所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

<http://www.umedasogo-law.jp>